

令和4年第5回

おいらせ町教育委員会定例会
追加案件及び参考資料

おいらせ町教育委員会

追 加 案 件

1 付議案件

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 議案第 2 号 | おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令について |
| 議案第 3 号 | おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について |

2 協議事項

- | | |
|---------|-----------------------|
| 協議第 2 号 | おいらせ町総合計画審議会委員の推薦について |
|---------|-----------------------|

議案第 2 号

おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年5月26日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

令和3年青森県人事委員会勧告及び国家公務員給与改定に準じ、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町教育相談員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

参考資料

議案第 2 号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第14条 教育相談員であつて、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることを見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談員については支給しない。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条第1項に定める額とする。</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、教育相談員の期末手当の支給については、常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条 教育相談員であつて、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることを見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談員については支給しない。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条第1項に定める額とする。</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、教育相談員の期末手当の支給については、常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。</p>

議案第 3 号

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年5月26日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

令和3年青森県人事委員会勧告及び国家公務員給与改定に準じ、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

参考資料

議案第 3 号関係

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 特別支援教育支援員であつて、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任期の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている特別支援教育支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない特別支援教育支援員については支給しない。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、それぞれの基準日以前6か月以内の特別支援教育支援員として在職期間における報酬(第9条及び第10条に定める時間外労働報酬及び休日労働報酬を除く。)の1月当たりの平均額とする。</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、特別支援教育支援員の期末手当の支給については、常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第12条 特別支援教育支援員であつて、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任期の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている特別支援教育支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない特別支援教育支援員については支給しない。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、それぞれの基準日以前6か月以内の特別支援教育支援員として在職期間における報酬(第9条及び第10条に定める時間外労働報酬及び休日労働報酬を除く。)の1月当たりの平均額とする。</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、特別支援教育支援員の期末手当の支給については、常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。</p>

協議第 2 号

おいらせ町総合計画審議会委員の推薦について

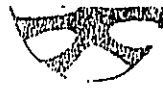
令和4年5月23日付け、お政第142号で依頼のあった、おいらせ町総合計画審議会委員の推薦の件について協議する。

- 1 前任者 松林 正幸 氏
- 2 任期 平成30年1月10日から令和2年1月9日まで
- 3 活動内容等 第2次おいらせ町総合計画前期基本計画の計画期間の終了にあたり、これまでの事業進捗や目標達成度などを検証した後期基本計画を策定するための重要事項について、審議等を行う。

参考資料

協議第 2 号関係

おいらせ町総合計画審議会委員の推薦について



お政第 142 号
令和 4 年 5 月 23 日

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一 様

おいらせ町長 成田 隆



おいらせ町総合計画審議会委員の推薦について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より町政の運営に際しましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当町では平成31年3月に策定した「第2次おいらせ町総合計画 前期基本計画」の計画期間が令和5年度末をもって終了を迎えるにあたり、これまでの事業進捗や目標達成度等を検証した後期基本計画を策定することとしております。

そこで、計画策定における重要事項について、審議等をしていただくため、学識経験者のほか、各種団体の代表又は一般公募の方を含む「おいらせ町総合計画審議会」を設置いたします。

つきましては、貴所属(団体)より1名のご推薦をいただきますとともに、その方の委員就任に際しまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 委 嘱 期 間 | 委嘱日(令和4年7月予定)から2年間 |
| 2. 会議開催回数 | 年間2～5回程度(平日日中)を予定しております。 |
| 3. 報 酬 | 会議開催1回につき5,800円と旅費をお支払いいたします。
※報酬等の受領を辞退される場合は、ご相談ください。 |
| 4. 添 付 書 類 | (1) 委員推薦書
(2) 委員就任承諾書【様式第2号】
(3) 第2次おいらせ町総合計画 前期基本計画 |
| 5. 推薦・承諾方法 | 同封の「(1) 委員推薦書」「(2) 委員就任承諾書」を6月10日(金)までにご返送くださいますようお願いいたします。 |

【担当】

おいらせ町役場(本庁舎) 政策推進課 馬場 祐二
〒039-2192 おいらせ町中下田135-2
Tel 0178-56-4273 Fax 0178-56-4364
メール yuuji.baba@town.oirase.aomori.jp